

随意契約理由書

件名	北舞子第四住宅 5 号棟他 3 住宅エレベーター改修工事
契約の相手方	日本オーチス・エレベータ株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当
随意契約の理由	
本工事は当該住宅（北舞子第四住宅 5 号棟，大田東住宅 1 号棟，西神井吹台住宅 1，3 号棟，シルバーハイツひよどり台 1，2 号棟）に設置されているエレベーター（各棟 1 台）について、可能な限り既設機器を再利用した上で劣化した制御盤や駆動部の更新と、その動作と連動して機能する安全装置の追加を主とするものである。 このため、当該エレベーターを製造した者が独自に開発した制御プログラムや既設機器と更新機器を一体的システムとして再構築する必要がある。 日本オーチス・エレベータ株式会社は、既設エレベーターを製造したシンドラエーベータ株式会社（法人格消滅）の業務を引き継いだ業者である。 本工事は既設エレベーター設備と密接不可分の関係により改修を行う必要があるため、他の請負人では施工不可能である。	
担当部署 (問い合わせ先)	建築住宅局住宅建設課 (電話番号 078-595-6534)